

グループホーム福わらい 運営規程

認知症対応型共同生活介護 介護予防認知症対応型共同生活介護

(事業の目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人しんまちが開設するグループホーム 福わらい（以下「事業所」という。）が行う指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの各事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理・運営に関する事項を定め、共同生活住居において認知症状態にある高齢者（以下「入居者」という。）が、家庭的な環境と地域住民との交流の下で、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護のサービス（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とします。

(運営の方針)

第2条 事業所は、入居者の認知症の症状の進行を緩和し、安らぎと笑いのある日常生活を送ることができるよう食事、入浴、排せつ、着替え等の介護その他日常生活上の支援を行います。

- 2 事業所は、入居者一人一人の人格を尊重し、入居者がそれぞれの役割をもって家庭的な環境のもとで地域の風土を感じることができる日常生活ができるように配慮します。
- 3 共同生活住居において介護従事者は認知症対応型共同生活介護計画（以下「ケアプラン」という。）に基づく介護サービスの提供に当たり、漫然かつ画一的なものとならないように配慮するものとし、入居者及び入居者の家族に対し、介護サービスの提供方法について理解しやすいように説明を行なったうえで懇切丁寧に行わなければならない。
- 4 年間行事計画において、認知症対応型共同生活介護という特殊性から入居者の性格や日常動作等をよく観察したうえで本人の意思や趣味嗜好を尊重し、集団施設的な年間行事計画とならないよう努めるものとする。また地域住民等の交流や連携を図る意味においての春夏秋冬にちなんだ行事については、入居者が親睦を図れるように配慮したサービス提供を行うものとする。
- 5 事業所は、介護サービスの提供に当たっては、入居者または他の入居者等の生命並びに身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- 6 事業所は、前項の場合において身体拘束を行う場合には、入居者及びその家族の同意を得てするものとし、その態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。
- 7 事業所は、自らその提供する介護サービスの質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとします。

- ① 名 称 グループホーム福わらい
- ② 所在地 長野市信州新町上条125番地1

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとします。

- ① 管理者 1人
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行います。
- ② 計画作成担当者 1人
適切な介護サービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、協力福祉施設や医療機関等との連絡、調整に当たります。
- ③ 看護職員 1人
入居者の日常の健康管理、看護処置、医療行為を行うとともに、協力医療機関、担当医師等との連絡、調整に当たります。
- ④ 介護職員 4人以上
入居者に対し必要な介護及び支援を行います。
- ⑤ 事務職員 1人
事業所に関する必要な事務を行います。

(入居定員)

第5条 事業所の入居者の定員は、9人とします。

(ケアプランの決定・変更)

第6条 事業所は、計画作成担当者にケアプランの作成に関する業務を担当させるものとし、これに基づいた介護サービスを提供するものとします。

- 2 事業所は、ケアプランについて入居者及びその家族に対して説明をし、同意を得たうえで決定するものとします。
- 3 事業所は、ケアプランの変更の必要があると認められた場合には、入居者及びその家族と協議して、ケアプランを変更するものとし、入居者及びその家族に対して説明をして内容を確認するものとします。

(介護サービスの内容及び提供方法)

第7条 介護サービスの内容は、下記のサービスを区分することなく入居者の身体的及び精神的状況に応じて、包括的に提供されるものとします。

- ① 食事、入浴、排せつ、着替え等の介護
- ② 日常生活の中での機能訓練
- ③ 入居者の生活全般についての相談、援助

2 事業所は、介護サービスの提供体制の確保並びに緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」別表2記載の協力医療機関と連携をとります。

(利用料等)

第8条 事業所が提供する介護サービスの利用料は、別紙「重要事項説明書」別表1記載のとおり次に定める項目について計算いたします。

- ① 介護基本報酬
- ② 介護報酬加算
- ③ 職員処遇改善加算
- ④ 家賃
- ⑤ 水道光熱費
- ⑥ 共益費
- ⑦ 冬期暖房費（11月から3月まで）
- ⑧ 家電使用料（居室内のみでご使用になる家電製品（電気敷毛布、加湿器等）を対象）
- ⑨ 食材料費

上記各号の利用料は、月の途中の入退居においては、日割り計算とするものとします。ただし、入居中の入退院の場合には、家賃を除いた項目について日割り計算するものとします。

2 前項のほか入居者が日常生活において入居者個人が負担することが適当と認められる費用は、実費負担とします。

- ① 入居者希望による日常生活品、嗜好品及びそれらを利用するに当たり発生する利用料
- ② 理美容代、おむつ等の衛生費及び生理用品代
- ③ 行事、レクレーション等の食事代
- ④ 医療費本人負担及び衛生医薬品代

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、事前あるいは事後にあつては早急に入居者またはその家族に対して実費の内容及びその費用について、説明をして同意を得るものとします。

4 利用料の支払いは、毎月末ごとに第1項及び第2項の内訳を記載した請求書を作成し、現金あるいは銀行振替口座によって翌月15日までに支払うものとします。

5 事業所は、前項の支払いを受けた場合には、支払いを受けた内容の内訳を記載した領収書を発行するものとします。

(入居後における留意事項)

第9条 入居後において次の各号に該当した場合には、退居してもらう場合があります。

- ① 共同住居生活を営むに当たり著しい支障がある場合
- ② 自傷他害のおそれがある場合
- ③ 常時医療機関において治療する必要がある場合

(非常災害対策)

第 10 条 事業所は、非常災害に関する消防計画に基づき、非常災害に備えるため年に二回以上避難、救出その他必要な訓練を行うものとします。

(緊急時における対応)

第 11 条 入居者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医あるいは協力医療機関と連絡をとり、適切な措置を講じるとともに管理者に報告するものとします。管理者は報告を受けた後は速やかに家族及び関係機関に報告するものとします。

(事故発生時における対応)

第 12 条 事業所において事故が発生した時は、速やかに必要な措置を講じるとともに管理者、入居者の家族及び関係機関に連絡をとるものとします。

(損害賠償)

第 13 条 事業所において介護サービスの提供に当たって、事業所の責任に帰すべき過失により入居者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、事業所は速やかに損害賠償を行うものとします。

(苦情解決)

第 14 条 事業において入居者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、必要な措置を講じます。

- ① 担当者の配置
- ② 事実関係の調査の実施
- ③ 改善措置
- ④ 入居者及びその家族に対する説明
- ⑤ 関係行政機関への報告及び指導、助言を受けた場合には必要な改善措置
- ⑥ 記録の整備

2 前項のほか、次の各号においても苦情の受付をいたします。

- ① 長野市役所 保健福祉部 介護保険課
長野市大字鶴賀緑町 1 6 1 3 番地 長野市役所第二庁舎
- ② 長野県国民健康保険団体連合会 介護保険課 苦情処理係
長野市西長野字加茂北 1 4 3 番地 8 長野県自治会館 4 階

(運営推進会議)

第 15 条 事業所が地域に密着し、かつ開かれた事業運営とするために運営推進会議（以下「会議」という。）を下記の要領で開催するものとします。

- ③ 会議の開催時期は、2 ヶ月に 1 回以上
- ④ 会議の構成員は、入居者、入居者の家族、地域住民の代表者、民生委員、地域包括支援センター職員等の認知症対応型生活介護について知見を有する者
- ⑤ 会議の内容は、事業所において介護サービスの提供状況等の事業報告、会議から

の質問、要望、助言等の意見交換

⑥ 会議の会議録の作成及び公表

(秘密保持)

第 16 条 事業所の従業者は、常勤、非常勤にかかわらず業務上知り得た入居者及びその家族の秘密保持を厳守します。退職した従業者においても同様とします。

(従業者の研修)

第 17 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとします。

- ① 採用時研修 採用後 3 か月以内
- ② スキルアップ研修 随時

(その他運営についての重要事項)

第 18 条 事業所は、介護サービスの提供に必要な設備、備品等の清潔を保持し、衛生管理に留意します。

- 2 入居者が退居する際には、入居者及び入居者の家族の意向を踏まえたうえで、他のサービス機関と協力し、介護の継続性が維持されるよう必要な援助を行えるように努めます。
- 3 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備します。
- 4 事業所は、介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、介護サービスを提供した日より 3 年間保存しなければならないものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する事項その他留意事項については、特定非営利活動法人しんまち理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

(別表 1)

(1) 協力福祉施設

イ	名 称	長野市信州新町日原東 2 1 8 6 番地 1
	所在地	長野広域連合 久米路荘
	連絡先	026 (262) 3222
	施設の種類	特別養護老人ホーム

(2) 協力医療機関

イ	名 称	長野県厚生農業協同組合連合会 南長野医療センター 新町病院
	所在地	長野市信州新町上条 1 3 7 番地
	連絡先	026 (262) 3111
	診療科目	内科・小児科・外科・整形外科・脳神経外科・皮膚科・泌尿器科・婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・リハビリテーション科
ロ	名 称	医療法人清水会 更水医院
	所在地	長野市信州新町新町 6 0 6 番地
	連絡先	026 (262) 2027
	診療科目	内科・消化器科 (胃腸科)

(3) 協力歯科医院

イ	名 称	更水歯科医院
	所在地	長野市信州新町新町 6 0 6 番地
	連絡先	026 (262) 2166
	診療科目	歯科
ロ	名 称	大内歯科医院
	所在地	長野市信州新町新町 2 0 5 番地
	連絡先	026 (262) 2118
	診療科目	歯科
ハ	名 称	細尾歯科医院
	所在地	長野市信州新町新町 5 0 番地
	連絡先	026 (262) 2176
	診療科目	歯科

(別表2)

30日あたりのご利用料金 ()は円 < >は単位(介護報酬告示上のサービス単位)

		要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護基本報酬	①介護基本報酬 (1割自己負担)	<2,280>	<2,290>	<2,400>	<2,469>	<2,520>	<2,574>
	②介護基本報酬 (2割自己負担)	<4,560>	<4,580>	<4,800>	<4,938>	<5,040>	<5,148>
介護加算報酬	③認知症対応型 初期加算	新規入居日からあるいは、入居後、30日を超える入院後の再入居後 <30>/日(30日を限度)					
	④サービス提供体 制強化加算(Ⅲ)	介護職員のうち、介護福祉士の総数(常勤換算)割合の割合が60%以上を確保					
	⑤入退院支援	入居後、3月以内に退院が明らかで円滑な再入居が出来る体制の確保 <246>/日(1月に6日を限度)					
	⑥介護職員処遇 改善加算Ⅰ	①あるいは②の介護基本報酬、及び③～⑤の合計報酬単位の11.1%					
	⑦特定処遇改善 加算Ⅱ	①あるいは②の介護基本報酬、及び③～⑤の合計報酬単位の2.3%					
	⑧ベースアップ 等支援加算	①あるいは②の介護基本報酬、及び③～⑤の合計報酬単位の2.3%					
居住費	⑥家賃	(33,000)					
	⑦水道光熱費	(19,200)					
	⑧共益費	(2,100)					
	⑨冬期暖房費	(1,500) ※11月～3月					
	⑩家電使用料	(1,200)					
食費	⑪食材料費	(45,000) (1,500)/1日(朝食:(400)、昼食:(450)、夕食:(450)、おやつ:(200))					

※1 介護基本報酬及び介護報酬加算は、1単位=10.14円で計算し、その金額の1割分が自己負担金額となります。

①あるいは②の介護基本報酬の自己負担割合については、介護保険負担割合証に記載された利用者の負担の割合に応じます。

※2 ③～⑤の介護報酬加算については、介護保険法のほか厚生労働大臣が定める基準を満たした場合に基本報酬に加算して所要の所定単位を加算します。

※3 ⑥の介護職員処遇改善加算は、介護業務に携わっている従業者に基本給ベースアップとして支給させていただきます。

※4 ⑦の特定介護職員処遇改善加算は、介護業務に携わっている介護福祉士の資格を有し、勤続年数10年以上を有する介護福祉士及び他の介護職員、並びにその他の職員に基本給ベースアップとして按分支給させていただきます。

※5 ⑧のベースアップ等支援加算は、介護業務に携わっている介護福祉士及びその他の職員に基本給ベースアップとして支給させていただきます。

※6 ⑩の家電使用料は、居室内のみでご使用になる家電製品（電気敷毛布、加湿器等）一点につき上欄の金額をご請求させていただきます。